

日時： 2024-2-26 13:30~15:00

場所：「のこのこ（木人）」

参加者 事務局 村田氏 / 木人 大塚氏 / ココラボシア 市毛氏 / まるさき福祉会 中舘氏・土井氏 / yellows 横内氏 / 一から百まで堂 磯部氏 / 障がい総合支援ひかり 棚橋

議事録

① 報酬改定に対する勉強会

・生活介護を基準でみると、やりようによっては今より報酬は上がりそうなので、悪くない改定と捉えている（棚橋、中舘氏・土井氏）

・小規模事業所向け定員で指定が取れるようになると大分助かるし、今後小規模で事業所を作っていくことになると思う（横山氏）

・加算を取っていかないと難しいと感じた（磯部氏）

（１）時間単位の請求に変わるが、１日単位なのか、平均なのか。

→１日単位という認識（土井氏）、児童に追従して考えると時間単位かつ利用者ごとの枠か。（棚橋）

→送迎時間を含めるのか？（QAで回答される見込み）

（２）定員規模が５名からになっているが、どのようになるのか。

→今の報酬構造で考えると、５名から定員設定が可能になるとは考えにくいですが、昨今の情勢を鑑みると小規模事業として定員を下げて指定が取れるとありがたい。（横内氏）

→まだ概要時点で定員要件が変わるのかどうかは判断しづらい。

（３）栄養加算の新設

→細かく図らなきゃいけないのでどうするか？まるさき福祉会さんは取っていく。管理栄養士の共有などを行ったうえで、一人の管理栄養士で複数事業所が算定できるような構造にならないだろうか。（磯部氏）→難しそう

→まるさきさんが作った食事の提供を外部の事業所に出せないか。保健所の認可問題で難しい。給食センター等はどのように行っているのだろうか？

（４）処遇改善加算について

→臨時特例交付金の共有（棚橋）

２月～５月分までは臨時特例交付金により一人当たり６０００円の処遇改善見込み。

→就業規則の位置づけの仕方（磯部氏）

② 土地活用について

（１）上溝の物件（ココラボシア法人所有/売却物件）

（２）田名の物件（土井氏）

（３）社会福祉法人の作り方について。

土地や建物を使って何かするなら社会福祉法人にすることを推奨。まずはグループホームを作る

ところから。その場合3000万程度からスタートできる。(磯部氏)

③ 任意団体設立について

“(一社)南区地域障がい福祉連絡協議会”のさらにその先に、相模原市全体の任意団体を作れないだろうか。顔の見える関係を作っていく、地域の福祉を盛り上げる。研修の共有。など。会則の提案がありました(中舘氏)

(1) 医師の共有

つばさクリニック、メドアグリクリニック、大村先生、みずじゅんクリニック

(2) 弁護士、社労士、税理士の共有

労務トラブルの対処、問題職員情報の共有、他の法人で働く時のスタッフの共有・紹介等。団体として所属してもらわなくても、団体として申込みをしてつながりを作ってもいいのではないか。

(3) 研修の共有

研修年間計画を作成し、定期的な研修の実施、職員教育の強化。

(4) 会員の範疇

裁量のある法人会員、気楽に参加できる個人会員を分ける。個人にもメリットが出るようであれば(社労士への労務相談等)そこから会費制や費用を徴収してもいいのでは?賛助会員?出資会員?

* 前回宿題の“楽しい事業所紹介写真”(JPAG、A4二枚)を、未提出の方々は早急に事務局までデータをメールいただきたく。

既にいただいたものからHPに開示します。

- ・次回開催予定 (LINEにて調整)
- ・場所 まるさき福祉会様提供予定

(棚橋さんの記録に基づき村田(事務局)が補筆)

以上

補足資料①/処遇改善加算の就業規則の位置づけ方法

<アトリエ 棚橋さんの事例>

処遇改善手当をきちんと就業規則に反映すべき。

更に、より改善が進むように下記の変更（処遇改善手当を基本給に含める）
を就業規則に明文化している。

【旧】一処遇改善を基本給に含めない場合
（処遇改善手当）

第33条 管理者、サービス管理責任者等を除く直接支援にかかわる職員の処遇を改善するために支給する。金額と内容は、対象年度に提出する障害福祉サービスの「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」における「様式3 福祉・介護職員処遇改善計画書」によるものとする。但し、加算内容や様式、名称が改正された場合は、それに従う。

2 特定処遇改善費の内容に合わせた手当を支給する。金額は、対象年度に提出する障害福祉サービスにおける「様式 特定処遇改善計画書」によるものとする。但し、加算内容や様式、名称が改正された場合は、それに従う。

【新】一処遇改善を基本給に含め、ボーナスに自動的に反映される場合
（賃金の構成）

第30条 賃金の決定、計算、支払いは、別に定める賃金規程による。

（基本給）

第3条 基本給は、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に決定する。また、直接支援に従事する正職員及びパート職員については基本給に「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「福祉・介護職員特定処遇改善加算」を加算額追加するものとし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。ただし、当該加算が廃止若しくは受給できない場合は支給しない。

補足資料②

処遇改善臨時特例交付金（令和5年度分）

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=15&id=247>